

§ 1. 業務概要

1.1 業務の目的

本業務は、流山市が管理する橋梁 15 橋を対象に、安全かつ円滑な交通の確保に影響を及ぼす損傷状態の把握、第三者被害を与える損傷の早期発見と処理、予防保全による効率的な維持管理を行うための情報を記録することを目的に点検を行うものである。

なお、本業務で行う点検は、二順目の定期点検であることから、初回点検で発見された損傷及び変状の進展状況に着目することはもとより、新たに発生した損傷及び補修済み箇所の再劣化等についても注意深く点検を行うものとする。

1.2 業務の概要

- (1) 業務名称：平成 27 年度 橋りょう点検業務委託（新深井新田橋ほか 11 橋）
- (2) 業務場所：流山市大字深井新田地先ほか
- (3) 工 期：平成 27 年 7 月 28 日～平成 28 年 3 月 25 日
- (4) 業務内容：表-1.2.1 を参照
- (5) 委託者：千葉県流山市役所道路管理課
- (6) 受託者：サンコーコンサルタント株式会社

表-1.2.1 業務内容

項目・種別	数量	備 考
(1) 業務計画書作成	1 式	
(2) 部材番号図作成	1 式	
(3) 現地踏査	1 式	
(4) 橋梁点検(定期)	1 式	・高所作業車 ・橋梁点検車
(5) 橋梁点検(第三者)	1 式	BT-200、BT-400
(6) 関係機関協議	1 式	
(7) 点検調書作成(定期)	1 式	
(8) 点検調書作成(第三者)	1 式	
(9) 報告書作成	1 式	
(10) 設計協議	4 回	

1.3 対象橋梁一覧

定期点検の対象橋梁は、以下に示す 15 橋である。

表-1.3.1 対象橋梁一覧

通し番号	橋梁名	路線名	延長	幅員	径間数	橋梁形式	橋梁所在地
1	新深井新田橋	西深井区画87号線	34.80	5.20	1	鋼橋	流山市深井新田字三区271-1
2	運河橋	南・東深井1号幹線	74.10	12.80	3	鋼橋	流山市東深井
3	ふれあい橋	東深井5号歩行者専用道	108.40	5.30	3	鋼橋	流山市東深井
4	南9号橋	南区画46号線	61.65	5.20	2	鋼橋	流山市南字西225-1
5	南10号橋	南区画48号線	65.76	5.20	2	鋼橋	流山市南
6	C橋	中・駒木1号幹線	29.20	19.00	1	PC橋	流山市駒木字溜上366-2
7	八木南橋	古間木・野々下1号補助幹線	42.29	8.20	2	PC橋	流山市野々下2-638
8	八木乃橋	野之下・芝崎1号補助幹線	37.55	12.82	2	PC橋	流山市芝崎字東前137-1
9	富士川3号橋	前ヶ崎1号補助幹線	29.50	11.05	1	PC橋	流山市前ヶ崎字上206-3
10	三本松陸橋	西平井区画46号線	25.97	5.10	1	鋼橋	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰1262-1
11	羽中橋	前ヶ崎区画20号線	25.60	8.20	1	PC橋	流山市前ヶ崎字中113
12	鱒ヶ崎橋	鱒ヶ崎1号補助幹線	37.86	7.22	2	PC橋	流山市鱒ヶ崎字西川端1842
13	富士見橋	南流山・芝崎幹線	39.90	18.20	2	PC橋	流山市駒木字中溜上
14	B橋	美田・駒木1号線	33.00	18.20	1	PC橋	流山市野々下2-481-3
15	西深井歩道橋	西深井1号自転車歩行者専用道	73.90	1.90	3	鋼橋	流山市大字西深井字一ノ割1004-11

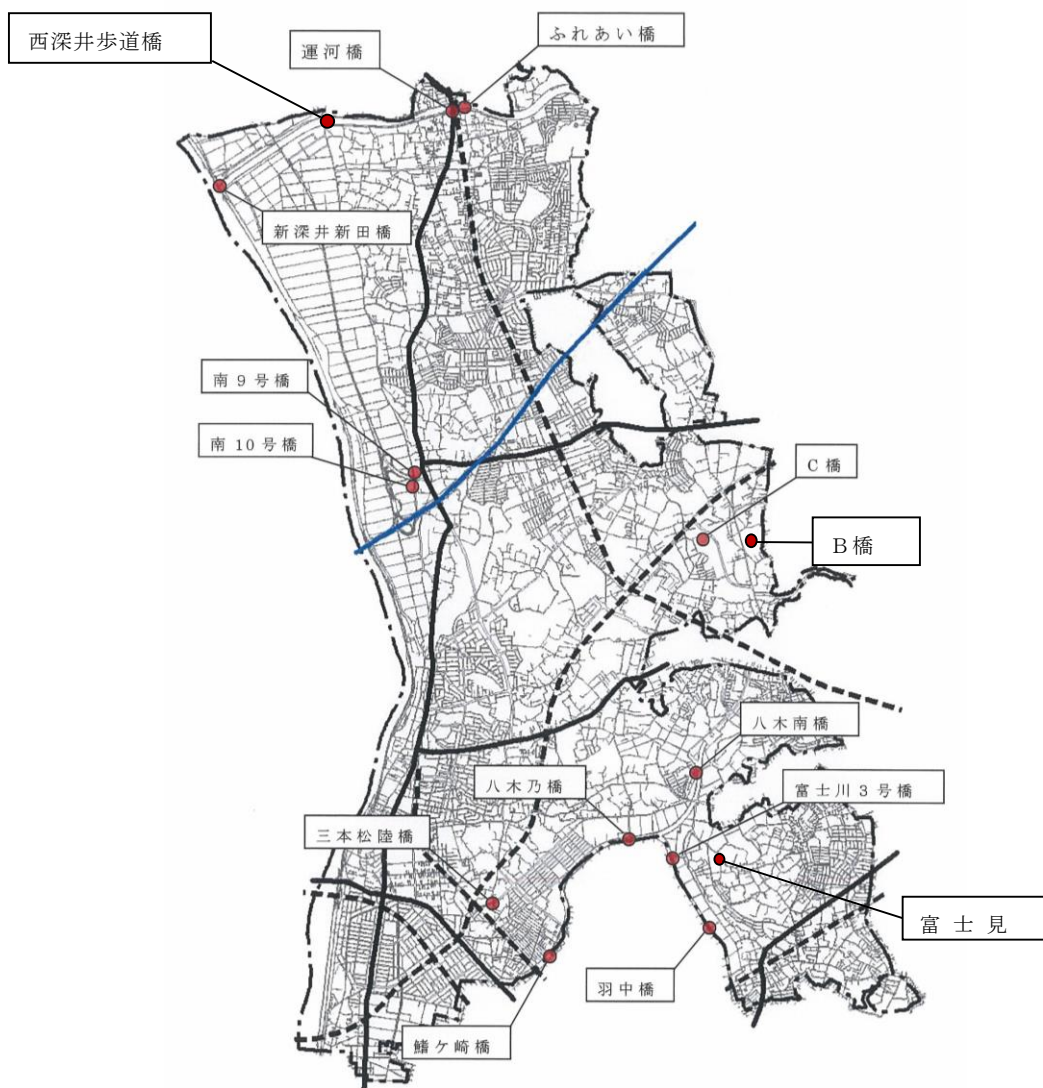


図-1.3.1 位置図

1・4 点検結果の判定基準

以下の各基準に基づき、判定を行う。

- (1) 道路橋定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省道路局
部材単位及び道路橋毎の健全性の評価基準

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、表-5.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「道路橋定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局」の P.3 より抜粋

- (2) 橋梁点検要領 (案) 平成 21 年 12 月 流山市役所
対策区分判定基準

表 9.2 概略点検・詳細点検結果による対策区分判定

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない
B	損傷が確認され、状況に応じて補修を行う必要がある
C	速やかに補修等を行う必要がある
E	安全性の観点から、緊急対応の必要がある
M	維持工事で早急に対応する必要がある
S	詳細調査の必要がある

「橋梁点検要領 (案) 平成 21 年 12 月 流山市役所」の P.90 より抜粋

表-解 9.2 対策区分判定の定義

判定区分	定 義
A 【経過観測】	近接または遠望点検で知りうる範囲では、損傷が認められないか、損傷が軽微で補修の必要がない状態をいう。
B 【経過観測 ～補修】	損傷があり補修の必要はあるが、損傷の原因規模が明確であり直ちに補修するほどの緊急性はなく、放置しても少なくとも次回の定期点検(5年程度以内)までに構造物の安全性が著しく損なわれないと判断できる状態をいう。 ただし、次回点検までに予想以上に損傷が進行するような場合、予防保全の観点などの状況に応じ補修することが望ましい。
C 【補修対応】	損傷がある程度進行し、今後、当該部位・部材の機能低下の恐れが懸念されるなど、少なくとも次回の定期点検(5年程度以内)までには補修等の必要があると判断できる状態をいう。(補修設計から補修工事の実施) 補修対策を主眼とする場合に本対策区分の判定とし、補修範囲の確定、補修方法・工法決定などは“補修設計”に位置づける。 ただし、詳細調査を実施し、その結果により補修設計を行う場合には、両者を併せた対応も考えられ、その場合には、判定区分“S”とする。
E 【緊急対応】	橋梁構造の安全性が著しく損なわれており、緊急に処置されることが必要と判断できる状態、または自動車、歩行者の交通障害や第三者等への被害の恐れが懸念され、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。 なお、“E”は、時間的な定義は行えない緊急的に対応する事項である。
M 【維持工事対応】	損傷があり、当該部位、部材の機能を良好な状態に保つために、日常の維持工事で早急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。例として、排水ますの土砂詰り、路面の土砂堆積、支承部の土砂堆積の清掃など。
S 【詳細調査】	損傷があり、補修等の必要性判定を行うにあたって、原因の特定などの詳細な調査が必要と判断できる状態をいう。(詳細調査から状況に応じて補修設計、補修工事) 原因、損傷範囲の特定を判定区分“S”とし、単に補修設計のための補修範囲の確定のための調査は対象外とする。 詳細調査を実施し、その結果により補修設計を行う場合には、判定区分“C”と併せた対応も考えられるが、その場合には判定区分“S”とする。 なお、“S”の場合には、少なくとも次回の定期点検(5年程度以内)までの調査を実施する必要がある。

「橋梁点検要領(案) 平成21年12月 流山市役所」のP.91より抜粋